

志木地区衛生組合
飲料水等自動販売機設置に係る
入札参加申込要項

賃貸借場所

富士見環境センター

新座環境センター

【問い合わせ先】

〒354-0031

富士見市大字勝瀬480番地

志木地区衛生組合 総務課

電話 049-254-1125

目 次

自動販売機設置に係る落札者決定スケジュール	3
-----------------------	---

入札申込から落札者決定までの流れ

1 賃貸借場所（自動販売機の設置場所）及び売上実績	4
2 賃貸借期間	5
3 機器仕様及び貸付条件等	5
4 申込資格要件	5
5 申込手続き	5
6 無効な申込等	7
7 提出書類の確認	7
8 入札の参加の辞退について	7
9 入札方法等	7
10 落札者の決定方法等	8
11 契約締結について	8
12 落札者の決定取消し等	9
13 賃貸借料及び電気料の納入方法等	9
14 質問方法	10
15 その他	10
16 問い合わせ先	11

各種様式

1 自動販売機設置に係る入札参加申込書（様式第1号）	12
2 入札書（様式第2号）	13
入札書を入れる封筒の記載例	14
3 誓約書（様式第3号）（様式第3号別表）	15、16
4 委任状（様式第4号）	17
5 質問書（様式第5号）	18
6 入札参加辞退届（様式第6号）	19

仕様書

1 自動販売機設置場所の賃貸借に係る共通仕様書	20
2 配置図及び現況写真	22

契約書

1 所有財産賃貸借契約書（案）（物件番号1の場合）	24
2 所有財産賃貸借契約書（案）（物件番号2の場合）	31

自動販売機設置に係る落札者決定スケジュール

1) 要項の配布（全物件共通）

告示日に合わせて志木地区衛生組合ホームページに掲載します。

URL <http://www.sikitiku.jp/>

2) 質問書の提出（全物件共通）

令和8年1月21日（水）午後5時まで

受付した質問のうち、各入札参加申込者に共通する質問事項及び回答は、取りまとめて令和8年1月23日（金）までに志木地区衛生組合ホームページに掲載します。

3) 入札参加申込書の提出（全物件共通）

令和8年2月6日（金）まで

提出方法は配達記録の確認できる郵送、宅配便及び持参のいずれかとします。持参の場合は午前9時から12時、午後1時から午後5時までの間（ただし、土日祝日を除く）

4) 入札日（全物件共通）

(1)日にち：令和8年2月19日（木）午後2時から

物件番号順に順次行います。

(2)場 所：志木地区衛生組合 研修室

5) 契約締結日（全物件共通）

令和8年3月23日（月）まで

上記契約締結日までに志木地区衛生組合と賃貸借契約を締結していただきます。

6) 賃貸借開始日

令和8年4月1日（水）から設置可能です。

4月10日（金）までに設置していただきます。なお、賃貸借料の日割り計算はしません。

志木地区衛生組合（以下「組合」という。）では、富士見環境センター及び新座環境センター敷地内に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置場所を借り受ける者（以下「落札者」という。）の選定については、組合が入札により決定することとします。

入札に参加される方は、この要項をよくご覧になり、各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 賃貸借場所及び売上実績

(1) 賃貸借場所（自動販売機の設置場所）

物件番号	名称	所在地	賃貸借箇所	賃貸借面積 幅×奥行(mm)	設置 台数 (台)	設置機器条件 ※詳細は共通仕様書参照
1	富士見環境センター	富士見市 大字勝瀬 480番地	管理棟西側通用口 (外設置)	W1400×D900 (回収ボックス含まない)	1	一部段差（約8cm） 解消のため、石板設置または工事が必要
			焼却施設東側 (外設置)	W1350×D850 (回収ボックス含まない)	1	
2	新座環境センター	新座市大 和田3-9-1	東工場スロープ 北側（外設置）	W2000×D900 (回収ボックス含む)	1	

（注1）賃貸借面積には放熱余地を含み、底に設置する転倒防止板は含みません。

（注2）落札者は、物件番号ごとに入札により決定します。

（注3）屋外設置のため転倒防止対策等安全対策を落札者が行っていただきます。

（注4）すべての物件に電源があります。

（注5）富士見環境センターについては、平成28年と令和元年に豪雨のため、敷地内に雨水等が50cm程度流入した経緯があります。

(2) 売上実績

物件番号	名称	賃貸借箇所	設置台数 (台)	売上本数（本） 上段：令和5年度 下段：令和6年度	売上金額（円） 上段：令和5年度 下段：令和6年度
1	富士見環境センター	管理棟西側通用口 (外設置)	1	7,333 8,148	987,680 1,112,170
		焼却施設東側 (外設置)	1	3,326 3,358	439,160 449,290
2	新座環境センター	東工場スロープ北側 (外設置)	1	3,417 3,383	466,900 468,170

2 賃貸借期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 機器仕様及び貸付条件等

自動販売機設置場所の賃貸借に係る共通仕様書のとおり

4 申込資格要件

次の要件をすべて満たす法人及び個人（任意団体含む）に限り参加することができる。

- (1) 法人にあつては、埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては志木市・新座市・富士見市（以下「構成市」という。）で事業を営んでいること。
- (2) 自動販売機の設置業務について、自ら管理・運営する2年以上の実績を有し、優良なサービスを提供できる能力を有すること。

※優良なサービスとは、次のとおり。

- ・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限の過ぎた商品の回収
- ・使用済み容器の回収
- ・適切な釣銭管理
- ・適切な安全管理（転倒防止、防犯対策等）

- (3) 国又は地方公共団体（地方職員共済組合等を含む）と種類及び規模をほぼ同じくする契約等を過去2年の間に2回以上すべて誠実に履行していること。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 公租公課を滞納していないこと。

5 申込手続き

- (1) 提出期間

令和8年2月6日（金）まで

持参の場合は午前9時から12時、午後1時から午後5時までの間（ただし、土日祝日を除く）

(2) 提出場所

富士見市大字勝瀬480番地
志木地区衛生組合 総務課
電話：049-254-1125

(3) 提出書類

	提出書類	法人	個人又は任意団体
①	自動販売機設置に係る入札参加申込書（様式第1号）	○	○
②	誓約書（様式第3号）（様式第3号別表）	○	○
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本）	○	
④	法人の場合、代表者の印鑑証明書（個人の場合、代表者の印鑑登録証明書）（原本）	○	○
⑤	代表者の住民票（原本）		○
⑥	確定申告書（写し）		○
⑦	納税証明書（原本）（下記「（注4）提出する納税証明書一覧」参照）	○	○
⑧	設置予定の自動販売機の仕様がわかる書類（カタログ等）	○	○

（注1） 各種証明は、申込時の状況が反映された最新のものとしてください（3ヶ月以内に取得したもの）。

（注2） 提出部数は、複数物件を申込する場合の書類でも申込者ごとに1部とします。ただし⑧については、物件番号によって異なる場合はその旨がわかるように1部ずつ提出してください。

（注3） 提出書類は返却しません。

（注4） 提出する納税証明書一覧（以下のとおり）

法人の場合

証明書の種類	法人事業税	法人県民税	法人市民税
証明書交付機関	埼玉県 県税事務所	埼玉県 県税事務所	構成市 収税担当課
構成市に本店、支店又は営業所を有するもの	○	○	○
構成市外で埼玉県に本店、支店又は営業所を有するもの	○	○	

個人の場合

証明書の種類	個人事業税	市町村民税
証明書交付機関	埼玉県 県税事務所	構成市 収税担当課
構成市に事業所を 有する者	○	○

(注) 各納税証明書はそれぞれ直近 1 年分を提出してください。

(4) 提出方法

提出期間内に提出に必要な書類を提出場所に直接持参、もしくは配達記録の確認できる郵送及び宅配便のいずれかとします。

※電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 無効な申込等

(1) 次のいずれかに該当する申込は無効とします。

- ①不正行為による申込
- ②提出した書類の氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ③申込書等（添付書類含む）に虚偽の記載を行ったもの
- ④その他、本件入札に関する規定等に違反した申込

(2) その他

提出した書類について、提出後は、重大な書き換え、引き換えをすることはできません。

7 提出書類の確認

上記 5 (3) に掲げる書類一式を指定の期限までに提出しなければなりません。また、選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、申込者の負担において説明しなければなりません。

8 入札の参加の辞退について

申込書等提出後、都合により入札参加を辞退される場合は、入札参加辞退届（様式第 6 号）を提出してください。

なお、辞退された場合でも、すでに提出された書類は返却しません。

9 入札方法等

(1) 入札の日時及び場所

- ① 日時 令和 8 年 2 月 1 9 日（木） 午後 2 時から
- ② 場所 志木地区衛生組合 会議室（住所：富士見市大字勝瀬 4 8 0 番地）

※当日出席される方は名刺をご持参ください（物件ごとに提出していただきます）。

(2) 実施方法

入札は、物件番号ごとに分けて実施します。

入札書（様式第2号）を、物件ごとに封筒に入れ、割印し、封筒表面に氏名及び物件番号等を記載してください。

(3) 入札書（様式第2号）に記載する金額

記載する金額は、年額とします。落札者決定に当たっては、入札書（様式第2号）に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます）を賃貸借料とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であることを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

(4) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状（様式第4号）を提出してください（物件ごとに提出していただきます）。

(5) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ①入札に参加する資格のない者がした入札
- ②委任状を提出しない代理人がした入札
- ③不正行為による入札
- ④入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札
- ⑤入札書の記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- ⑥入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

(6) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は、失格とします。

(7) その他

入札参加者が1者のみの場合であっても、当該入札は有効として取り扱います。

10 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

入札参加資格を満たし、必要書類が適正に提出された者であって、入札書（様式第2号）に記載された金額が、予定価格（最低賃貸借価格）以上でかつ最も高く提示した者を落札者とします。

なお、2者以上が同額を提示した場合は、「くじ引き」により決定します。
この「くじ引き」は辞退することができません。

(2) 落札者等の公表について

落札者を決定したときは、次の事項について組合ホームページに掲載します。

- ①物件番号別入札参加申込者数
- ②物件番号別落札者決定日
- ③物件番号別落札者名及びその賃貸借料

11 契約締結について

(1) 契約の内容

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付（賃貸借契約）です。

(2) 契約書

別添契約書（案）のとおりです。

(3) 契約締結期限

落札者は令和8年3月23日（月）までに、契約書に記名押印のうえ、収入印紙を添付し、組合と所有財産賃貸借契約を締結するものとします。

なお、契約に添付する収入印紙代は落札者の負担とします。

12 落札者の決定取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、落札者としての決定を取消すものとします。

①上記11(3)に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき

②入札参加申込内容に虚偽があったとき

③落札者が入札参加申込者の資格を失ったとき

④著しく社会的信用を損なう行為等により、落札者として相応しくないと組合が判断したとき

(2) 上記(1)により落札者の決定を取消したとき及び落札者が契約を締結しないときは、次点の者と随意契約交渉を行います（予定価格以上の者）。

13 賃貸借料及び電気料の納入方法等

次の(1)賃貸借料及び(2)電気料について、組合が発行する納入通知書により一年度分を一括で納めていただきます。納入通知書の発行時期は、(1)賃貸借料及び(2)電気料共に当該年度中（4月頃）を予定しています。

また、当該年度の自動販売機の月別売上本数及び月別売上金額を翌年度4月15日（当該日が土、日又は祝日の場合はその翌開庁日）までに組合に報告していただきます。組合は、報告していただいた自動販売機の月別売上本数及び月別売上金額を次回の入札参加申込募集時に公表します。

(1) 賃貸借料

入札書（様式第2号）に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます）を賃貸借料とします。

(2) 電気料

電気料は、設置する自動販売機1台につき、年額25,000円とします（消費税及び地方消費税を含む）。

(3) 設置費等

自動販売機の設置（富士見環境センター管理棟西側通用口及び焼却施設東側の設置は、段差解消措置が必要）及び撤去に係る費用、その他必要とされる一

切の経費については、すべて落札者の負担になります。

14 質問方法

自動販売機設置に係る入札参加申込要項等に関する質問方法は次によります。

(1) 質問の方法

質問は、令和8年1月21日（水）午後5時までに、質問書（様式第5号）の様式を使用し、原則として電子メール又はファックスにより下記16に示すメールアドレス又はファックス番号あてに提出してください。（質問は必要最小限としてください）

受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けません。ただし入札手続きなど事務手続きに関する質問はこの限りではありません。

(2) 質問への回答

入札参加申込者に共通する質問事項及び回答は、とりまとめて令和8年1月23日（金）までに組合ホームページ（URL:<http://www.sikitiku.jp/>）に掲載します。

15 その他

(1) 賃貸借物件の引渡し及び返還

賃貸借物件は、賃貸借期間の初日に現況で引渡します。返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復して行わなければなりません。ただし、賃貸借期間の満了前に、次の賃貸借期間にも引き続き同じ賃貸借物件を使用することが明らかになったときは、当該賃貸借物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

(2) 法令順守

落札者は、関係法令を遵守し、誠実な設置・運営を行うものとします。

(3) 使用上の制限

①落札者は、施設等を常に良好な状態で使用するとともに、当該契約以外の用途に使用することはできません。

②落札者は、組合の承認を受けずに使用施設の現状を変更することはできません。

③落札者は、契約した施設を第三者に転貸することはできません。

(4) その他

①自動販売機設置に伴う事故（自然災害を含む）については、組合の責に帰する事由による場合を除き、落札者がその責を負うこととします。

②落札者は、商品及び自動販売機が汚損または毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければなりません。またこれらについて、組合の責に帰することが明らかな場合を除き、組合はその責を負いません。

③提出書類に虚偽の記載をした場合は、現に契約している物件であっても賃貸

借契約の解除を行うことがあります。

④この要項に定めのない事項は、組合と落札者がその都度協議して定めます。

16 問い合わせ先

志木地区衛生組合 総務課

住所：富士見市大字勝瀬480番地

電話：049-254-1125

FAX：049-254-5722

電子メール：sikitiku@sweet.ocn.ne.jp

自動販売機設置に係る入札参加申込書

(宛先) 志木地区衛生組合管理者

志木地区衛生組合飲料水等自動販売機設置に係る入札について、入札参加申込要項を承知の上、次のとおり必要書類を添えて参加申込みします。

1 申込者

所在地（住所）	〒
法人名（団体名又は個人名）	
代表者名	

印

2 申込物件

申込する物件について、下表の「申込希望の有無」欄に○印を記入してください。

物件番号	名称	所在地	賃貸借箇所	設置台数	申込希望の有無
1	富士見環境センター	富士見市大字勝瀬 480 番地	管理棟西側通用口（外設置）及び焼却施設東側（外設置）	2	
2	新座環境センター	新座市大和田 3-9-1	東工場スロープ北側（外設置）	1	

3 添付書類

提出する書類に○印を記入してください。

	提出書類	法人	個人又は任意団体
	①誓約書（様式第 3 号）（様式第 3 号別表）	○	○
	②商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（原本）	○	
	③法人の場合、代表者の印鑑証明書（個人の場合、代表者の印鑑登録証明書）（原本）	○	○
	④代表者の住民票（原本）		○
	⑤確定申告書（写し）		○
	⑥納税証明書（原本）	○	○
	⑦設置予定の自動販売機の仕様がわかる書類（カタログ等）	○	○

※⑦を除いては、申込者ごとに 1 部とします。

⑦については、物件番号によって異なる場合はその旨が分かるように 1 部ずつ提出してください。

入 札 書

(宛先) 志木地区衛生組合管理者

(入札者)

所在地 (住所)

法人名 (団体名又は個人名)

代 表 者 名

印

志木地区衛生組合飲料水等自動販売機設置に係る入札参加申込要項について内容を承知し、下記のとおり入札します。

記

物件番号 _____

賃 貸 借 料 (年 額)							
千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(注意)

- 1 物件番号を必ず記入してください。
- 2 賃貸借料欄の金額は、算用数字を用いて右詰で記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 3 入札書は、物件番号ごとに封筒に入れ、継目部分に割印を押してください。

入札書を入れる封筒の記載例

表

入札書在中	
施設名	(物件番号○)
所在地（住所）	
法人名（団体名又は個人名）	
代表者名	

裏

割 印	割 印	割 印
--------	--------	--------

- 入札書は、入札参加申込要項に示された物件番号ごとに封筒に入れてください。
- 封筒は長形3号（120mm×235mm）を用意し、入札書を入れてください。封入後、継目部分全てに割印してください。（のりづけしなくて結構です）
- 表には「入札書在中」という文言と、施設名、物件番号、申込者の所在地、法人名等を必ず記載してください。
- 封筒は、自社の封筒でも市販の封筒でも結構です。
- 封筒の代表者名の欄には押印の必要はありません。

誓 約 書

(宛先) 志木地区衛生組合管理者

(申込者)

所在地 (住所)

法人名 (団体名又は個人名)

代表者名

印

志木地区衛生組合飲料水等自動販売機設置に係る入札への参加申込みにあたり、下記の事項について相違ないことを確約し、貴組合における入札、契約等に係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に対し貴組合が行う一切の措置について一の申し立ては行いません。

記

- 1 自動販売機の設置業務について、自ら管理・運営する2年以上の実績を有し、すべて誠実に履行しています。
- 2 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約等を過去2年の間に2回以上すべて誠実に履行しています(様式第3号別表のとおり)。
- 3 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有しています。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員に該当しません。
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しません。
- 6 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者です。
- 7 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生の申立てはしていません。
- 8 入札参加にあたっては、入札参加申込要項及び仕様書の記載事項を十分に承知したうえで申込みします。

様式第3号別表

過去2年の間に、国又は地方公共団体（地方職員共済組合等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする
契約等の実績一覧

設置施設名等	所在地	設置 台数	設置期間
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日
		台	年 月 日 ～ 年 月 日

※2箇所以上5箇所まで記載してください。

委 任 状

令和 年 月 日

(宛先) 志木地区衛生組合管理者

委任者

住 所

名 称

代 表 者

⑩

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者

住 所

名 称

氏 名

⑩

記

【委任事項】

志木地区衛生組合飲料水等自動販売機設置に係る入札に関する一切の権限について

質 問 書

(宛先) 志木地区衛生組合管理者

(申込者)

所在地 (住所)

法人名 (団体名又は個人名)

代表者名

印

志木地区衛生組合飲料水等自動販売機設置に係る入札について、下記のとおり質問します。

記

質問事項 (複数の質問事項がある場合は、適宜別紙を使用してください)

令和 年 月 日

入 札 参 加 辞 退 届

(宛先) 志木地区衛生組合管理者

(申込者)

所 在 地 (住 所)

法人名 (団体名又は個人名)

代 表 者 名

印

私は、志木地区衛生組合飲料水等自動販売機設置に係る入札に参加申込みしましたが、都合により辞退します。

記

物件番号

自動販売機設置場所の賃貸借に係る共通仕様書

1 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者の遵守事項

(1) デザイン（外観色を含む）

設置する自動販売機の外観色は、公共施設に設置するものであることに鑑み、華美でないものとします。

(2) 設置する自動販売機の電力

1 台当たり最大 1000W 未満のものとします。

(3) 環境対策

①省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とします。

②低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素、炭化水素、又はハイドロフルオロオレフィン等を冷媒として採用した機種とします。

(4) 安全対策

①転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 基準）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとします。

②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとします。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければなりません。

③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとします。また、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとします。

(5) 使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機脇に設置するものとします。

②回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とします。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱したりしない十分な収用容積とします。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ることとします。また自社製品以外の使用済み容器が混入している場合であっても、通常想定される範囲であれば回収することとします。

③使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理するものとします。

(6) 維持管理

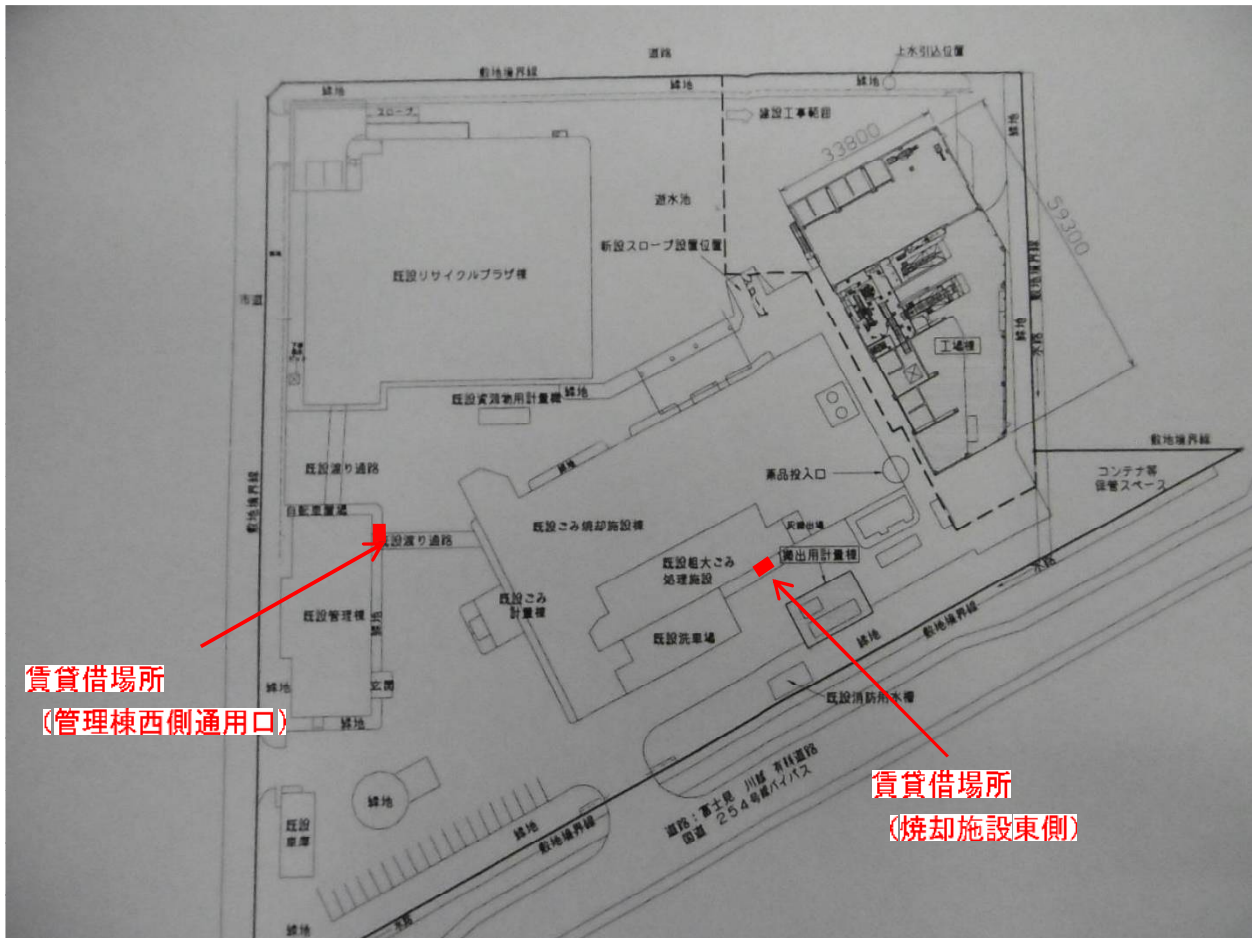
- ①定期的に巡回点検し、商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充及び自動販売機内部・外部、設置場所周辺及び空き缶置き場の清掃を行うこととします。
- ②消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこととします。
- ③空き容器等が溢れることのないよう回収業務を行うこととします。
- ④故障時に即時対応することとします。また売り切れや釣り銭切れの連絡があった場合にも、速やかに対応することとします。

2 販売商品等

- (1) 販売品の内容は、缶またはペットボトル（缶とペットボトルの混合も可）の清涼飲料水の自動販売機とします（酒類を除く）。
- (2) 全物件とも希望小売価格より10円以上割引いた価格とします。

物件番号ー 1 富士見環境センター

位置図



現況写真

管理棟西側通用口 ↓



貸貸借場所
W1400×D900

焼却施設東側 ↓



貸貸借場所
W1350×D850

物件番号ー 2 新座環境センター

位置図



現況写真



物件番号 1 の場合

志木地区衛生組合所有財産賃貸借契約書（案）

貸主 志木地区衛生組合（以下「甲」という。）と借主 ●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により志木地区衛生組合所有財産の賃貸借契約を締結する。

（賃貸借物件）

第 1 条 甲は、その所有する次の物件を乙に貸し付け、乙はこれを有償で借り受けるものとする。

物件番号	名称	所在地	賃貸借箇所	賃貸借面積 幅×奥行(mm)	設置台数
1	富士見環境 センター	富士見市大字勝瀬 480 番地	管理棟西側通用口 (外設置)	W1400×D900 (回収ボックス含まない)	1
			焼却施設東側 (外設置)	W1350×D850 (回収ボックス含まない)	1

賃貸借面積には放熱余地部分を含み、底に設置する転倒防止板は含まない。

（信義誠実等の義務）

第 2 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件が志木地区衛生組合所有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（指定用途等）

第 3 条 乙は、賃貸借物件を直接、自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙記載の「自動販売機設置場所賃貸借に係る特記事項」を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第 4 条 賃貸借期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。なお、自動販売機の設置及び撤去日は、甲、乙協議のうえ、甲が指定する日とする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求）は行わず、賃貸借期間の延長も行わないものとする。

（賃貸借料）

第6条 賃貸借料は、年額金_____円（うち消費税及び地方消費税の額は_____円）とする。

- 2 1年未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき日割計算とする。計算式は前項に定める賃貸借料年額に当該年度の賃貸借日数を乗じたものを当該年度の総日数で除した額とする。そのさい、算出額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。ただし、乙の都合により令和8年4月2日以降に自動販売機を設置した場合は、日割計算はせず、当該年度の賃貸借料は前項に掲げる賃貸借料年額とする。

（売上報告書の提出及び賃貸借料の支払い）

第7条 乙は本件賃貸借契約に係る当該年度の自動販売機の売上本数、売上金額を月ごとにまとめた報告書（以下「売上報告書」という。）を翌年度4月15日（当該日が土、日又は祝日の場合はその翌開庁日）までに甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項で提出のあった売上報告書を公表することができるものとする。
- 3 乙は、当該年度分に係る賃貸借料について、甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。なお、この場合の納入通知書の発行日は当該年度中とする。
- 4 前項において、当該年度の途中で賃貸借期間が終了（解除を含む。以下同じ）した場合は、甲の指定する日までに支払うものとする。
- 5 甲は、乙が提出した売上報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

（電気料の支払い）

第8条 電気料は、乙の設置する自動販売機1台につき、年額金25,000円とする（消費税及び地方消費税の額を含む）。

- 2 乙は、当該年度に係る電気料について、甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。なお、この場合の納入通知書の発行日は当該年度中とする。
- 3 前項において、当該年度の途中で賃貸借期間が終了した場合は、甲の指定する日までに支払うものとする。

（違約金の徴収）

第9条 乙は、第7条及び第8条で定める期限までに賃貸借料又は電気料を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき賃貸借料又は電気料の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(費用負担)

第 10 条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(瑕疵担保等)

第 11 条 乙は、この契約締結後、賃貸借物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、賃貸借料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 乙は、賃貸借物件が、その責に帰すことができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の賃貸借料の減免を請求することができる。

(転貸の禁止)

第 12 条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃貸借物件の賃借権を譲渡してはならない。

(善管注意義務)

第 13 条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件の管理に係る担当者等の届出を甲に対し行うものとする。

(第三者への損害の賠償義務)

第 14 条 乙は、賃貸借物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第 15 条 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちに甲に対し、その状況を通知しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第 16 条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰すことが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第 17 条 甲は、賃貸借期間中、必要に応じて、乙に対し賃貸借物件や売上状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠

ってはない。

(契約の解除)

第18条 賃貸借期間内においては、甲乙共に本契約を解除できないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

3 第1項の規定にかかわらず甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

4 第1項の規定にかかわらず甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に先立ち乙から提出された入札に関する各種提出書類（申込書、誓約書等）に虚偽の記載が確認されたとき。
- (2) 賃貸借料その他の債務の支払いを納期限から2ヶ月以上怠ったとき。
- (3) 甲の書面による承諾なく、乙が2ヶ月以上賃貸借物件を使用しないとき。
- (4) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (5) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
- (6) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると甲が認めたとき。
- (7) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(賃貸借物件の引渡し及び返還)

第19条 賃貸借物件は、賃貸借期間の初日に甲が乙に現状で引き渡す。

2 賃貸借物件が終了したときは、乙は直ちに賃貸借物件を、その所在する場所において、甲に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第20条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の責任において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、賃貸借物件を滅失又は破損したとき。
- (2) 前条の規定により賃貸借物件を甲に返還するとき。

(損害賠償)

第21条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 第18条の規定により賃貸借物件を返還する場合において、乙が賃貸借物件

の投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙はその買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第 23 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 24 条 本契約に関する訴えの管轄は、さいたま地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第 25 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその 1 通を所持する。

令和 8 年 3 月 日

甲 住 所 富士見市大字勝瀬 4 8 0 番地
志木地区衛生組合
氏 名 管理者 並木 傑 ⑩

乙 住 所
氏 名 ⑩

自動販売機設置場所賃貸借に係る特記事項

- 1 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者の遵守事項
 - (1) デザイン（外観色を含む）

設置する自動販売機の外観色は、公共施設に設置するものであることに鑑み、華美でないものとします。
 - (2) 設置する自動販売機の電力

1 台当たり最大 1000W 未満のものとします。
 - (3) 環境対策
 - ①省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とします。
 - ②低 GWP 冷媒機

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素、炭化水素又はハイドロフルオロオレフィン等を冷媒として採用した機種とします。
 - (4) 安全対策
 - ①転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 基準）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとします。
 - ②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとします。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければなりません。
 - ③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとします。また、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとします。
 - (5) 使用済み容器の回収
 - ①回収ボックスの設置

原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機脇に設置するもの

とします。

②回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とします。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱したりしない十分な収用容積とします。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ることとします。また自社製品以外の使用済み容器が混入している場合であっても、通常想定される範囲であれば回収することとします。

③使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理するものとします。

(6) 維持管理

①定期的に巡回点検し、商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充及び自動販売機内部・外部、設置場所周辺及び空き缶置き場の清掃を行うこととします。

②消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するよう努めることとします。

③空き容器等が溢れることのないよう回収業務を行うこととします。

④故障時に即時対応することとします。また売り切れや釣り銭切れの連絡があった場合にも、速やかに対応することとします。

2 販売商品の種類・価格等

(1) 自動販売機の販売種類

缶またはペットボトル（缶とペットボトルの混合も可）の清涼飲料水の自動販売機とします（酒類を除く）。

(2) 価格

全物件とも希望小売価格より10円以上割引いた価格とします。

志木地区衛生組合所有財産賃貸借契約書（案）

貸主 志木地区衛生組合（以下「甲」という。）と借主 ●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により志木地区衛生組合所有財産の賃貸借契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 甲は、その所有する次の物件を乙に貸し付け、乙はこれを有償で借り受けるものとする。

物件番号	名称	所在地	賃貸借箇所	賃貸借面積 幅×奥行(mm)	設置台数
2	新座環境センター	新座市大和田 3-9-1	東工場スロープ北側 (外設置)	W2000×D900 (回収ボックス含む)	1

賃貸借面積には放熱余地部分を含み、底に設置する転倒防止板は含まない。

（信義誠実等の義務）

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件が志木地区衛生組合所有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（指定用途等）

第3条 乙は、賃貸借物件を直接、自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために供しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙記載の「自動販売機設置場所賃貸借に係る特記事項」を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。なお、自動販売機の設置及び撤去日は、甲、乙協議のうえ、甲が指定する日とする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求）は行わず、賃貸借期間の延長も行わないものとする。

（賃貸借料）

第6条 賃貸借料は、年額金_____円（うち消費税及び地方消費税の額

は_____円) とする。

- 2 1年未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき日割計算とする。計算式は前項に定める賃貸借料年額に当該年度の賃貸借日数を乗じたものを当該年度の総日数で除した額とする。そのさい、算出額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。ただし、乙の都合により令和8年4月2日以降に自動販売機を設置した場合は、日割計算はせず、当該年度の賃貸借料は前項に掲げる賃貸借料年額とする。

(売上報告書の提出及び賃貸借料の支払い)

- 第7条 乙は本件賃貸借契約に係る当該年度の自動販売機の売上本数、売上金額を月ごとにまとめた報告書(以下「売上報告書」という。)を翌年度4月15日(当該日が土、日又は祝日の場合はその翌開庁日)までに甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項で提出のあった売上報告書を公表することができるものとする。
- 3 乙は、当該年度分に係る賃貸借料について、甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。なお、この場合の納入通知書の発行日は当該年度中とする。
- 4 前項において、当該年度の途中で賃貸借期間が終了(解除を含む。以下同じ)した場合は、甲の指定する日までに支払うものとする。
- 5 甲は、乙が提出した売上報告書に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

(電気料の支払い)

- 第8条 電気料は、乙の設置する自動販売機1台につき、年額金25,000円とする(消費税及び地方消費税の額を含む)。
- 3 乙は、当該年度に係る電気料について、甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。なお、この場合の納入通知書の発行日は当該年度中とする。
- 4 前項において、当該年度の途中で賃貸借期間が終了した場合は、甲の指定する日までに支払うものとする。

(違約金の徴収)

- 第9条 乙は、第7条及び第8条で定める期限までに賃貸借料又は電気料を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき賃貸借料又は電気料の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(費用負担)

- 第10条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(瑕疵担保等)

第 11 条 乙は、この契約締結後、賃貸借物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲に対し、賃貸借料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

2 乙は、賃貸借物件が、その責に帰すことができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の賃貸借料の減免を請求することができる。

(転貸の禁止)

第 12 条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃貸借物件の賃借権を譲渡してはならない。

(善管注意義務)

第 13 条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件の管理に係る担当者等の届出を甲に対し行うものとする。

(第三者への損害の賠償義務)

第 14 条 乙は、賃貸借物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第 15 条 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちに甲に対し、その状況を通知しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第 16 条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰すことが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第 17 条 甲は、賃貸借期間中、必要に応じて、乙に対し賃貸借物件や売上状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第18条 賃貸借期間内においては、甲乙共に本契約を解除できないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするときは、本契約を解除することができる。

3 第1項の規定にかかわらず甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

4 第1項の規定にかかわらず甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に先立ち乙から提出された入札に関する各種提出書類（申込書、誓約書等）に虚偽の記載が確認されたとき。
- (2) 賃貸借料その他の債務の支払いを納期限から2ヶ月以上怠ったとき。
- (3) 甲の書面による承諾なく、乙が2ヶ月以上賃貸借物件を使用しないとき。
- (4) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (5) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
- (6) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると甲が認めたとき。
- (7) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(賃貸借物件の引渡し及び返還)

第19条 賃貸借物件は、賃貸借期間の初日に甲が乙に現状で引き渡す。

2 賃貸借物件が終了したときは、乙は直ちに賃貸借物件を、その所在する場所において、甲に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第20条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の責任において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、賃貸借物件を滅失又は破損したとき。
- (2) 前条の規定により賃貸借物件を甲に返還するとき。

(損害賠償)

第21条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第22条 第18条の規定により賃貸借物件を返還する場合において、乙が賃貸借物件の投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙はその買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第 23 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 24 条 本契約に関する訴えの管轄は、さいたま地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第 25 条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその 1 通を所持する。

令和 8 年 3 月 日

甲 住 所 富士見市大字勝瀬 4 8 0 番地
志木地区衛生組合
氏 名 管理者 並木 傑 ⑩

乙 住 所
氏 名 ⑩

自動販売機設置場所賃貸借に係る特記事項

1 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者の遵守事項

(1) デザイン（外観色を含む）

設置する自動販売機の外観色は、公共施設に設置するものであることに鑑み、華美でないものとします。

(2) 設置する自動販売機の電力

1 台当たり最大 1000W 未満のものとします。

(3) 環境対策

①省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とします。

②低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素、炭化水素又はハイドロフルオロオレフィン等を冷媒として採用した機種とします。

(4) 安全対策

①転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 基準）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとします。

②食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとします。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければなりません。

③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとします。また、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとします。

(5) 使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

原則として自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機脇に設置するもの

とします。

②回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とします。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱したりしない十分な収用容積とします。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ることとします。また自社製品以外の使用済み容器が混入している場合であっても、通常想定される範囲であれば回収することとします。

③使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理するものとします。

(6) 維持管理

①定期的に巡回点検し、商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充及び自動販売機内部・外部、設置場所周辺及び空き缶置き場の清掃を行うこととします。

②消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するよう努めることとします。

③空き容器等が溢れることのないよう回収業務を行うこととします。

④故障時に即時対応することとします。また売り切れや釣り銭切れの連絡があった場合にも、速やかに対応することとします。

2 販売商品の種類・価格等

(1) 自動販売機の販売種類

缶またはペットボトル（缶とペットボトルの混合も可）の清涼飲料水の自動販売機とします（酒類を除く）

(2) 価格

全物件とも希望小売価格より10円以上割引いた価格とします。